

専門委員会における検討の進め方（案）

1. 検討の背景

水俣条約では、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、締約国に適切な措置をとることを求めている。我が国では、水銀を含むばいじん、汚泥等は、廃棄物処理法に従いこれまで処理されてきているが、金属水銀はこれまで有用物として取り扱われており、廃棄物処理法の適用を想定していなかった。今後、条約により水銀の使用用途等が制限されることに伴い、廃棄物として取り扱われるような水銀及び水銀含有廃棄物がでてくることが想定されるため、水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策について、検討を行う必要がある。

2. 検討事項

本専門委員会では、水俣条約を踏まえ、金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法及び水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策について、その排出実態や特性に応じて検討する。

具体的には以下の事項について、検討を行う。

○水銀廃棄物対策の目指すべき方向性

○水銀廃棄物の環境上適正な管理のあり方

(1) 廃金属水銀

- ・特別管理産業廃棄物の項目追加
- ・廃金属水銀の処理基準（保管基準、収集運搬基準、中間処理基準、埋立基準）

(2) 水銀汚染物

- ・高濃度の水銀汚染物の処理方法を明示するか

(3) 水銀添加廃製品

- ・家庭用廃製品の適正処理の促進方策
- ・水銀が飛散・溶出しやすい廃製品について、産業廃棄物の項目（例えば、「水銀含有産業廃棄物」）を追加するか
- ・水銀が飛散・溶出しやすい廃製品の取扱い方法（収集運搬時の破碎禁止、中間処理時（破碎時）の飛散防止措置、マニフェストや委託契約への記載等）を定めるか
- ・水銀が飛散・溶出しやすい廃製品の産業廃棄物処分場への最終処分の方法（安定型処分場への埋立禁止の明確化、管理型最終処分場への埋立時の溶出基準の適用等）

○その他、必要となる事項

- ・体温計、血圧計等の退蔵品等への対応
- ・廃金属水銀の処理体制の整備 等

3. 検討の進め方

年内の報告書取りまとめを目指し、概ね1～2ヶ月に1回程度開催する。

	水銀廃棄物適正処理検討専門委員会	循環型社会部会
6月	第1回専門委員会 (4日) ・現状と課題、今後の進め方	→ 第3回部会に報告 (13日)
7月	第2回専門委員会 (2日) ・論点整理と目指すべき方向性	→ 第4回部会に報告
8月	第3回専門委員会 ・水銀廃棄物対策について ・他部会における検討状況の報告	
9月	第4回専門委員会 ・「水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」中間とりまとめ	→ 第5回部会に報告 (9～10月)
10～ 11月	パブリックコメント (1ヶ月)	
12月	第5回専門委員会 ・報告書とりまとめ	→ 第7回部会に報告 → <u>答申</u>